

(平成25年7月24日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認四国地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 四国（香川）厚生年金 事案 1077

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 15 年 7 月 10 日は 14 万円、16 年 7 月 12 日は 12 万 4,000 円、同年 12 月 13 日は 12 万 1,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 10 日  
② 平成 16 年 7 月 12 日  
③ 平成 16 年 12 月 13 日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の複数の同僚が、「当時、同社では、在籍していた社員全員に賞与が支給されていた。」旨供述している上、申立人と同様に各申立期間における標準賞与額の記録が無かった複数の同僚が所有する平成 15 年夏季賞与明細表、16 年夏季賞与明細表及び同年冬季賞与明細表によると、申立期間において、当該同僚に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

申立期間①について、オンライン記録の申立人の標準報酬月額及び標準賞与額（平成 15 年 12 月 10 日付け冬季賞与分）、並びに複数の同僚から提出された給与明細表、賞与明細表及び源泉徴収票等に基づき、平成 15 年中に申立人に支払われた給与及び冬季賞与から控除された社会保険料額（年間合計額）と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、算出される額は、14 万 2,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる。

また、当該標準賞与額、平成 15 年中の給与振込額から算出される報酬月額及び冬季賞与額を合算した金額は、同年分の給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額とほぼ一致しているものの、複数の同僚の賞与明細表から確認できる A 社における同年夏季賞与に係る厚生年金保険料の算出方法及び同社が当該複数の同僚に支給した賞与額から判断すると、申立人に支給された同年夏季賞与額は、14 万円であったものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A 社から、14 万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記夏季賞与額から、14 万円とすることが妥当である。

申立期間②及び③について、申立期間①と同様に、平成 16 年中に申立人に支払われた給与から控除された社会保険料額（年間合計額）と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、算出される額は、申立期間②は 12 万 4,000 円、申立期間③は 12 万 1,000 円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる上、当該標準賞与額は、申立人の主張する賞与額とおおむね一致している。

また、当該標準賞与額と平成 16 年中の給与振込額から算出される報酬月額を合算した金額は、同年分の給与支払報告書で確認できる年間給与収入額と申立人に支給されたと考えられる通勤手当の年間合計額を合算した金額とほぼ一致している。

さらに、上記同僚の一人から提出された給与明細表及び賞与明細表に基づく平成 15 年分及び 16 年分の給与収入額及び社会保険料控除額（いずれも年間合計額）は、当該同僚から同時に提出された両年分の源泉徴収票における給与収入額及び社会保険料額とそれぞれ一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A 社から、申立期間②は 12 万 4,000 円、申立期間③は 12 万 1,000 円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 四国（愛媛）厚生年金 事案 1078

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和40年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、同年1月から同年3月までは1万8,000円、同年4月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月1日から同年5月1日まで

私は、A社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚から提出されたA社B営業所の給与台帳及び当該同僚の証言から判断すると、申立人は、同事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社B営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和41年5月21日であるところ、上記給与台帳及び同僚の供述から、申立期間当時、同事業所はA社の直属の組織であったことが確認できることから、申立人は同社において厚生年金保険に加入していたと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与台帳において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、昭和40年1月から同年3月は1万8,000円、同年4月は2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 四国（香川）厚生年金 事案 1079

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月12日は9万8,000円、同年12月13日は11万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月12日  
② 平成16年12月13日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準賞与額に係る記録が確認できないことについて申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①における標準賞与額については、申立人から提出された平成16年夏季賞与明細表により確認できる厚生年金保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、A社の複数の同僚が、「当時、同社では、在籍していた社員全員に賞与が支給されていた。」旨供述している上、申立人と同様に当該期間における標準賞与額の記録が無かった複数の同僚が所有する平成16年冬季賞与明細表によると、当該期間において、当該同僚に支給された賞与から

厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された平成15年12月から16年11月までの各月分の給与明細表及び同年夏季賞与明細表に基づく社会保険料額と申立人に係る同年分の給与支払報告書の社会保険料額を検証したところ、算出される額は、11万7,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料控除額であることが推認できる。

さらに、当該標準賞与額と上記の給与明細表及び賞与明細表から算出される給与収入額を合算した金額は、平成16年分給与支払報告書で確認できる給与収入額とほぼ一致している。

加えて、上記同僚の一人から提出された給与明細表及び賞与明細表に基づく平成16年分の給与収入額及び社会保険料控除額は、当該同僚から同時に提出された同年分の源泉徴収票における給与収入額及び社会保険料額とそれぞれ一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、A社から11万7,000円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 四国（香川）厚生年金 事案 1080

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年6月9日は37万5,000円、同年12月8日は39万円、21年12月10日は27万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年6月9日  
② 平成18年12月8日  
③ 平成21年12月10日

A社に勤務している期間のうち、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与に係る支給控除項目一覧表により、申立人は、申立期間①、②及び③において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①、②及び③に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る支給控除項目一覧表において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成18年6月9日は37万5,000円、同年12月8日は39万円、21年12月10日は27万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)

は、申立人に係る申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 四国（香川）厚生年金 事案 1074

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 6 月 20 日から平成 3 年 2 月 21 日まで  
② 平成 3 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 12 月 1 日から平成 3 年 11 月 1 日までの期間において、A 事業所（現在は、社団 B）に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているため、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険加入記録、社団 B から提出のあった出勤簿及び同社団が発行した勤務証明書により、申立人は、申立期間①及び②において A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、社団 B は、「申立人は、勤務開始当初、社会保険料等を控除してほしくないと言ってきた。また、資料は無いが、当事業所では年金事務所の記録どおりの届出を行っており、申立期間①及び②において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している上、申立期間当時、A 事業所において社会保険事務及び給与計算事務を担当していたとする同僚も、「年金事務所の記録どおりの届出を行っており、厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と供述している。

また、健康保険被保険者証について、申立人は、「勤務開始当初に A 事業所から交付され、継続して所持し、勤務していた昭和 62 年 12 月 1 日から平成 3 年 11 月 1 日までの期間中に返納したことはなかった。」と供述しているところ、i) オンライン記録を見ると、申立人の同事業所での最初の厚生年金保険被保険者資格は、昭和 63 年 6 月 10 日に、62 年 12 月 1 日に遡って資

格取得処理が行われていることから、健康保険被保険者証は、勤務開始当初に交付されていなかったものと考えられること、ii) オンライン記録を見ると、申立人の健康保険被保険者証は、同事業所の1回目の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和63年6月20日)直後の63年6月21日に、また、同事業所の2回目の厚生年金保険被保険者資格喪失日(平成3年5月1日)直後の平成3年5月15日にそれぞれ回収されていること、iii) 申立人は、申立期間①及び②を含む昭和60年1月16日から平成3年8月1日までの期間において市町村の国民健康保険に加入していることなど申立人の主張と相違する点が見受けられる。

さらに、社団Bが保管する申立人に係る昭和63年から平成2年までの診療録及び受診記録を見ると、申立人は、申立期間①及び②において、少なくとも33回にわたり、国民健康保険被保険者証を使用しC医院で受診していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 四国（高知）厚生年金 事案 1075

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年頃から 54 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 54 年 7 月 1 日から 57 年頃まで

私は、昭和 51 年頃から 57 年頃までの期間のうち、A 協会（現在は、B 協会）に 4 年ほど勤務した（勤務地は、C 市 D）が、同協会における厚生年金保険の被保険者期間が 54 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの 1 か月しか無いのは納得できないので、申立期間も被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、適用事業所索引簿及びオンライン記録によると、A 協会が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 54 年 3 月 5 日であることが確認できる。

また、A 協会が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 54 年 3 月 5 日から同年 6 月 1 日までの期間に、同協会における厚生年金保険被保険者資格を取得した 10 人のうち、連絡先が判明した 2 人に照会したものの、回答が得られないことから、申立期間①における申立人の勤務実態及び同協会の保険料控除の取扱いについて、同僚から供述を得ることができない。

申立期間②について、雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 7 月 31 日まで、A 協会で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人が C 市 D で一緒に勤務したとする二人の同僚は、申立人と同様に、昭和 54 年 8 月 1 日から 55 年 7 月 31 日まで A 協会で雇用保険の被保険者となっていたことは確認できるものの、当該期間において、同協会における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、当該二人の同僚は既に死亡していることから、申立期間②における申立人の勤務実態及び保

険料控除について供述を得ることができない。

また、昭和 56 年 2 月 1 日に A 協会における厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚は、「当時は、厚生年金保険に入るのも入らないのも自由だった。手取りが減るから入らないし、入っても止める人もいた。」と供述している。

さらに、B 協会は、「申立期間①及び②当時の資料が残っていないため、申立人の勤務実態及び保険料控除は不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 四国（香川）厚生年金 事案 1076

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 21 年 8 月 20 日から 26 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 20 年 10 月 1 日から A 営団 B 支所（後に、C 公団。現在は、D 協同組合）に勤務し、26 年 2 月 1 日に E 社に就職するまで A 営団 B 支所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の年金記録が無いのは納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が、A 営団 B 支所で一緒に勤務していた同僚として名前を挙げた 3 人のうち、2 人は既に死亡しており、供述が得られた 1 人は、「申立人のことは覚えているが、申立人が同営団の職員であったかどうかは分からないし、C 公団でも勤務していたとすることについては疑問がある。」と供述している。

また、申立期間において A 営団 B 支所での厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、供述が得られた一人は、「申立人を記憶しているが、具体的な在籍期間は分からない。」旨供述しており、申立人の申立期間①及び②における勤務実態を確認することができない。

さらに、D 協同組合は、「A 営団や C 公団についての記録や書類は一切残っていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。